

利用条件

次の諸条件を承諾していただいた方に利用をしていただきます。

- 1 次の事項に該当する場合は、自主的に利用をしないこと。
 - (1) 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合)
 - (2) 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる場合
 - (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2 受付・着替え等の運動・スポーツ活動を行っていない間は、可能な限りマスクを着用する等、飛沫飛散防止対策ができる。
- 3 利用前後または、利用途中において、こまめな手洗いやアルコール等による手指消毒を行うこと。
- 4 飲食物の共有は行わないこと。
- 5 可能な限り、他の利用者との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- 6 可能な限り、人と人が対面となる配置は避け、相互の距離が十分に確保できる配置となるようレイアウト等を工夫すること。
- 7 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- 8 屋内の施設であり、窓の開閉等により利用者自らが外気との換気を行うことができる施設については常時換気を行うか、最低でも1時間に1回、5～10分程度、換気を行うこと。
- 9 施設利用前後のミーティングにおいても、三つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けること。
- 10 利用後に清掃及び消毒作業を必ず行う。消毒に必要な用品等(ゴム手袋、消毒液、雑巾等)は、利用者が用意する。消毒に使用した用品等は各自で持ち帰り処分する。
- 11 使用責任者は、すべての参加者の名前と連絡先を把握しておくこと。
- 12 参加者の中に新型コロナウイルスの感染者が出た場合は、速やかに小田原保健福祉事務所(0465-32-8000)、小田原市健康づくり課(0465-47-4724)及び小田原市教育委員会教育総務課(0465-33-1671)に連絡すること。
- 13 新型コロナウイルス感染拡大防止のために教育委員会が決めたその他の措置を遵守し、教育委員会の指示に従うこと。
- 14 利用条件が守られていない等の理由で、教育委員会が利用を停止する等の判断をした場合は、その指示に従うこと。